

近世期宇佐社の神事と島原領

一

近世宇佐社領の成立は、周知の如く黒田長政の所領寄進に始まる。これより前の天正十五年（一五八七）七月、秀吉から九州平定の論功行賞によって、企救・田川の二郡を除く豊前六郡を与えられた黒田孝高は、二年後の十七年五月、息子の長政に家督を譲って隠居した。

同年十二月、長政は、その所領の内から、宇佐郡向野郷のうち「社辺」の三〇〇石の地を社領として宇佐社に寄進した。その折の寄進状には、「御神事同造営等之儀、無油断一社中被得其意、殊天下御祈禱並当宮繁榮之御精誠所仰之」とあり、戦乱期を通じて退転した宇佐社の造営・神事之再興を図り、国家の安康を祈禱させることにあつた。一方、長政は、これより前の八月、自ら宇佐社造営の業を企て、社領寄進後の十九年正月には、「杣初」の儀が行なわれ、造営事業が進められ、慶長四年四月に完成。遷宮の儀式が興行された。

同社領の拡大は、黒田氏が筑前博多に転封の跡に入った細川氏が、慶長六年（一六〇一）、五〇〇石の地を寄進、続けて十一年・十五年・さらに二十年に、それぞれ一〇〇石・一〇〇石・三〇〇石を寄せ、他に御許山分の二〇石と、合せて一、〇二〇石の所領が成立した。

寛永九年（一六三二）、細川氏が肥後に転封、豊前竜王（のち高田）に入封した松平重直も、七〇〇石の所領を寄せた。しかし、黒田氏・

後藤重巳

細川氏・松平氏らによる寄進所領は、極めて不安定な性格のものでしなく、事実、松平重直が寄せた七〇〇石の社領は、重直の子、英親が豊後杵築に転封になった正保二年（一六四五）七月、中津藩小笠原長次の預り地になった例などで知られよう。

こうした、いわば、近世初期の大名の私的な寄進による不安定な社領形態から脱皮するためには、幕府朱印地として社領が公認される必要が痛感された。このため宇佐社では、両大宮司が江戸に赴き、寺社奉行に社領寄進方を懇願、その結果、翌正保三年十一月、一〇〇〇石の社領が、朱印状によって確定した。

元禄二年三月、宇佐社側が造営事業を計画した折の「願書」に述べる「從元龜至天正ノ初、豊後大友氏、焼拂社殿并故代ノ社家、且被押領神領、宇佐宮及亡所」と言う表現は、歴史的に事実であり、戦国期における神社は、未だ在地的權威を執拗に温存しており、戦国大名の攻撃対象となった。同願書は、続けて「至秀吉公御代、神領悉被為召之」と述べるが、これは秀吉の新しい知行制度の基本作業に依拠するものに外ならなかった。織豊政権の施策を受け継いだ徳川幕府は、寺社政策として寺社知行地の宛行を行ない、社寺領の封土化を図った。家康は江戸入封以来、関東の著名な諸社に対して所領の寄進を行ったが、慶安元年三月十七日、幕府は「先代御朱印給はらざる寺社」からの請願によって、一八二の寺社に朱印状を下附した。宇佐社への朱印

状下附は、その前段をなすものであった訳であるが、これら寺社領朱印状下附は、その直後の段階では、全国で九八五件、石高にして一五万一九二四石に達したといわれる。

さて、正徳三年の宇佐社への朱印状は、その内容が極めて干渉的な性格を持つものであった。すなわち、朱印状日附の正保三年十一月三日の『徳川実紀』の記事によると、朱印地宇佐村一、〇〇〇石の内、神事一五〇石、灯火料二五石、供物料一六石、修理料三七石のほか、両大宮司に一五〇石、惣社家一九人に一〇〇石、社僧四二人に一四二石、神人役者七〇人に四七石と、その配分が規定されている。それによると、一、〇〇〇石のうち、六五パーセント余の石高が、同社の修理料をはじめ神事用途に宛てられた。残る石高が、到津・宮成両大宮司以下、社僧・社家・神人の料に指定されている。大名朱印領では考えられなかったこの知行配分を、宇佐社側では「御社恩配当」と呼んだが、この配分比率は、宇佐社側の都合から変更され、一五年後の寛文元年の「御社恩配当帳」によると、前者つまり修理料は四六・五パーセントに軽減、逆に給人料が増加されている。『徳川実紀』によると、両大宮司以下、知行人の総人数は一四〇人となる。

黒田氏や細川氏の社殿復興事業には、確かに見るべきものが少なくなかったが、それでも往時の同社「神社仏閣、大小都合百二字」と称されたもののうち、元禄三年時点で六二字と見え、残る四〇字は「未立之分⁴」であったといわれる。黒田・細川両氏の社領寄進高は、数百石を前後するものでしかなかったが、造営事業や大神事祭礼は、両氏の寄進奉納によって執行され、宇社側の負担は軽微であった。しかし、朱印状によって正規にして安定的な社領は公認されたとはいえず、正保以降の宇佐社の経営は、造営・神事を含めて、その全ての経費を千石の社領で賄ねばならなくなるのである。のみならず、正保の社領封与の折、両大宮司以下社僧神人の惣数は、一四〇人分と定められているが、退転したとはいえず、永い歴史に基づく同社の人的構成規模

は、それをはるかに上廻るものであった。すなわち「願書」によると、同社の「官人」は、上・中・下官のうち、下官の人数には、時代によって多少の変動はあったが元禄二年当時で三官併せて三六三人を数えて、うち三二〇人が社人、四〇人が「出家」すなわち社僧となっていた。三六三人中、四割強の一五三人のみが「千石之配分請申分」で、残る二一〇人は「従他之御領主、諸役免許」の身分となっている。

さて、正保三年の宇佐社への朱印状は、中津藩の手を経て下附され、以降、同社の支配は同藩のもとにあり、事に触れ、干渉を余儀なくされた。明暦元年（一六五五）十二月の小山田貞氏らの江戸表出訴事件を契機に、明暦三年に至って、社領は大宮司と幕府寺社奉行が直結する形に変更され、中津藩の支配は中止された。

しかし、寛文九年、宇佐・国東両郡境を中心に、肥前島原藩の飛地が成立すると、社領は、島原藩の支配下に入り、以降、幕末に至るまで、これは変更されることはなかった。

特に、島原藩飛地に属した地域のうちには宇佐社の旧「内封四郷」の一つに数えられた封戸郷の旧域が含まれており、宇佐社の神事慣行との関係において、政治支配の枠外の問題として注目すべき存在であった。寛保期の、豊州御領所の役人必携書とも云える「豊州御領村々様子大概書」には、領内諸村と並べて「宇佐社領」の項目があり、宇佐神宮領は、独立した朱印地とは云え、島原藩の所管にあり、同藩の干渉強い地域であったことが証される。

以下、同社の諸神祭事のうち、御田植、御祓会の二神事を島原藩との関係についてみることにする。

二

古代・中世初期迄、広大な社領に支えられた経済と相乗する宗教的權威によって全盛を誇った宇佐社も、室町戦国期を通じて著しい凋落

を余儀なくされて近世期を迎えた。すなわち、かつて全盛期の社領を「三国七郡の御封」「十八本御荘」「国々散在常見名」と称し、その莊殿は「神社佛閣、大小都合百二十字」と呼ばれていたものが、中世期を経る過程で見ても無残に退転し、近世期には幕府・大名の経済的支援を受けて尚、存続困難な状態を迎えたのである。

祭祀神事も、「当宮ノ祭祀は、他ノ社とはかりて、朝廷にならびて是を執行ふ、古は年中に八十余度の祭有しといへども、近代は漸く二十度となれり」と述べられるごとく、近世期の年中祭祀の数は、往時の四分の一に減じていた。これらの祭祀が多く廃絶するのは、室町戦乱期であったが、近世初期に、黒田氏・細川氏の努力による再興も、例えば放生会については、「細川忠興国主たりし時、元和二年に再興ありしかども、大祭なれば、其の後又絶えたり」とか、「此の祭、ことに大祭なれば神領すくなくしては、修行かなえがたくて、其の後絶たり」など見え、また「御祓会」については、「六月晦日に祓執行の事なり、是も中比絶たりしを、天文年中再興ありて、又絶えたりしを、延宝八年（一六八一）六月朔日に重て興行あり、同九年六月晦日、御祓会執行之時」とあることなどは、中世末期以降、近世初期までに、同社の諸種の祭祀が、復興と中断をくり返していた事実を知らしめる。しかし、十八世紀中葉の寛延期には、年中祭祀の度数は、多少増加していた。すなわち「豊州御領村々様子大概書」（別名「豊州御領覚書」）所収の「宇佐社領、年中御神事」には正月元朝の「白散会」以下年中の神事を「大小神事三十七度」と述べることによって明らかにされるが、この史料でも、「宇佐宮御神事、往古は八十余度執行有之候処、神領減少故、当時漸三十七度執行候事」と見え、退転の実質は疑うべくもない。

こうした近世期宇佐社における大小の祭神事のなかには、旧社領を含めた遠近の村々から、一般民衆が何らかの形で参加する例は少なくなかったが、ここでは、六月の「御田植」と「御祓会」における場合

を見る。

同社における「御田植祭の神事は、保安四年（一一三三）、大宮司宇佐公順によって創始されたものといわれる。

右は、享徳四年（一四五五）七月、大宮司到津公弘が編述した同社年中の齊会式次第に述べられるものであり、神事の様子は、同書の成立した十五世紀中葉頃の実態を描写しているものと思われる。

田植神事は、米作農業に主力を置く我国では、農耕儀礼を代表する最重要な神事の一つと目された。この神事は、執行の時期をめぐって正月ないしは春季の行事と、実際の田植え時期たる夏季に行われるものとの二系統があった。前者は正月の予祝儀礼として行われるものであり、後者は、より実質性を含んだ神事であった。

宇佐社の御田植神事は、近世期には「御供米御田植」とも呼ばれており、先の享徳期の齊会式にも、小野庄献進の糶を蒔くという記事からして、神田に御神供の糶を蒔く神事であったことは疑うべくもない。

さて、島原藩豊州御領大庄屋の執務録のなか、一年間の主要行事を一覧した事項「十二月之部」の六月の条に、

二、神領宇佐御田植早乙女、御祓会荷興丁之儀、頼来り候ハハ、村方江申触、御役所江も御届申上候事、恒例有り、

なる記事があり、同社の御田植早乙女、御祓会神事の荷興丁献進が恒例の行事となっていた。この神事における「早乙女」は、享徳期の齊会式では「田人」と呼ばれ、別に「遊手女」との称号も見えている。

この田人は、当時郡内のいわゆる「内封四御」の封戸・向野・辛嶋と高家の各郷から献進されていたが、これは近世期に入っても変更はなかった。近世期には、右四郷のうち、封戸・向野両郷は島原領、残る二郷は幕領に属した。この時期の御田植早乙女は計八名で、各郷の所属村から「追練」で各二名計八名と定まっており、その中、辛嶋郷二名のうち、辛嶋村からは毎年必ず一名を献進する慣例となっていた。

この辛嶋・高家両郷からの四名の早乙女献進が、毎年如何なる配当になつていたかは知り得ないが、島原領についてみると、極めて整然とした「追繰」があつたことが知られる。

「神領宇佐乙御田植早乙女頼来候事并届向之事に」とよると、「一、旧例ニテ、毎年六月中旬、左之通、此方返書は不遺例也」と見え、この献進依頼は、まさに慣例により、一方的な通達であつた。先ず、宇佐社側から組大庄屋への要請状（天保十年の例）は
 一筆致啓上候、然者来ル廿三日、御田植御神事執行候、任先例、早乙女致出勤候様、御組下村方へ被仰付可被下候、右社例為可得御意如此御座候、恐惶謹言、

宮成家内 溝口勝実

亥六月十五日

という書式をとり、これは毎年全く同文であつた。右の要請を受けた大庄屋は、旧記によつて前年度の献進村を確認し、当年の該当村を決め、村庄屋に通達するとともに、その旨を島原代官所に報告するのが慣例となつていた。

享徳期における当社の御田植は、六月中旬に執行、具体的日時はその都度、陰陽師によつて卜占されていたが、近世期でも、大体六月下旬の二十三日から二十五日の間が多かつた。御神事に参加する早乙女は、祭日前七日間の「別火」つまり潔斎が必要とされたために、出勤要請は毎年六月十五日前後に行なわれた。

豊州御領橋津組は、旧神領封戸郷に属し、一七か村から成つていたが、同領長洲組九か村のうち、蜷木・松崎の二か村は、旧封戸郷の内であつたため、御田植早乙女徴用の事務的連絡は、橋津組の所管下に置かれていた。

さて、この神事における早乙女の献進は、幕末期にも、極めて整然と行なわれていた。

四郷全体の様子は、史料制約から知り得ないが、豊州御領分に関して、その状況を一覧したものが、次表である。

村名	順番	年	代
和木村	天保二	天保十二	嘉永三
岩崎村	文政五	天保十二	万延一
日足村	天保三	天保十三	嘉永四
橋津村	文政六	天保十三	文久二
出光村	文政六	天保四	嘉永五
金丸村	文政七	天保十四	嘉永六
西屋敷村	文政七	天保五	嘉永七
江熊村	文政八	天保六	天保十五
両戒村	文政八	天保七	弘化二
山村	文政九	天保七	弘化三
西木村	文政九	天保八	弘化四
青森村	文政十	天保九	弘化五
東大堀村	文政十	天保十	嘉永二
立石村	文政十一	天保十一	安政六
辻村	文政十二	天保十二	安政四
苜宇田村	文政十二	天保十三	安政五
水崎村	文政十二	天保十三	安政六
松崎村	文政十三	天保十四	安政七
蜷木村	文政十三	天保十五	安政八

右表は、文政五年（一八二二）以降、文久二年までの四十年間の早乙女献進の状態を示したものであるが、この表に現われる限り、御田植御神事は順調に、また橋津組及び長洲組内二か村を含めた一九か村からの「追繰」の献進も順調に行れた様子を知り得る。

近世期における当社の御田植神事の具体相については、史料の限界

から明らかではないが、御神領外他領の村方から、この早乙女の他に、若干の「社人」の参加があった。

村名	人数	姓名	上下人	諸役引高	役柄等
橋津	一人	大兵衛	五人	二十石	宇佐御祓会胡録役
岩橋	一人	惣左衛門	五人	二十石	宇佐御祓会諸進役
"	"	内蔵右衛門	三	十二	宇佐御田植神事に岩崎村ヨリ苗持参役
"	"	式右衛門	三	十二	御祓会に茅輪持参役
"	"	藤右衛門	三	十二	当村岩崎八幡祭礼神田苗上役
"	"	伝右衛門	三	十二	
"	"	新右衛門	三	十二	
出光	一人	辰五郎	四	十六	宇佐御祓会弓持役
西屋敷	四	半右衛門	三	十二	宇佐御祓会御田蓋ノ棒持役
"	"	清左衛門	三	十二	
"	"	伝右衛門	三	十二	西屋敷村御馬下八幡祭神田苗上役
"	"	和平治	三	十二	
江熊	一人	喜右衛門	三	十二	宇佐御田植神事に岩崎村ヨリ苗持役
"	"	宇佐御祓会御串持役			
"	"	岩崎八幡社祭礼神田苗上役			
西木	一人	東林之丞	七	二八	八社社司、田笛社社司
"	"	宇佐御祓会			上宮御仲間役
"	"	宇佐御祓会胡録役			
苧宇田	一人	与五郎	五	二十	浜ノ檢校 放生会浮殿社役
立石	一人	六右衛門	四	十六	宇佐御祓会御旅所役
計	十七	小右衛門	五	二十	宇佐御祓会胡録役

六五人二六〇石

史料によると、豊州御領橋津組一七か村内には、藩から「引高」を認められた「社人」一七人があった。これら社人は、それぞれ何人ずつかの「上下人」と呼ばれる「手下」を有し、それを含めた社人の引高は、計二六〇石に達していた。彼ら社人は、平素は村方において、村内諸社の神事を司祭するとともに、宇佐社の御祓会・放生会及びこの御田植神事に際しては、諸役に奉仕する慣例であった。

すなわち、上表に示される如く、例えば、岩崎村の社人・内蔵衛門上下五人は、御田植神事に際し、居村から稲苗を、また江熊村社人喜右衛門上下三人も同様、苗を持参する役目を勤めている。

先述の如く、中世期までの同社の御田植神事に際しては、神事用の稲苗は、同社神田で、神事に則って直接に植育されていた。すなわち、先述の享徳四年「神事式」(齊会式)によると、六月の「御田植事」に、

於種子者、五月会御供稲進、内三束、御炊殿大雑仕募之、同月(五月)五日辰刻、令時糶三升於御田之西尻、以同粒内春米祭之、なる記述によって明らかとなる。本来は、神事用の稲は、同社の神田で育苗をされていたものが、近世期には、社人が育苗し、持参する形に変化したのであった。

同社のこの御田植神事には、島原藩高田役所から、祭当日、「御徒横目」が中間老人とともに出役するのが慣例であった。¹¹⁾

これは、第一項で述べた如く、寛文期以降の宇佐社は、島原藩の支配下にあり、同社の祭事に立ち会う目的であった。

宇佐社の御田植神事に際して、以上の如く早乙女が献進され始めた時代については明らかではない。「神領宇佐早乙女頼来候事」によると、「此早乙女、いつ之頃より出来始メ候哉難相分、余程旧キ例と見へて、当地公料之節頃も、出居候趣に相見候様ニ申伝候」とあり、「当地公料の時代」すなわち、この地方に島原藩領が成立した寛文九年(一六六九)には、右の祭式慣例が存在していたらしい事が知られ

る。中世期を通して継続するのであろうか。

三

宇佐社の重要神事の一つ「御祓会」は、前項で述べた御田植神事に連続する神事であった。

すなわち、御田植神事が終了後、同社では同夜、「八子祭」を執行、続けて「御田人上」が行なわれた。「齊会式」によると、

御祓会之前日、巳刻、女官大宮司以下祠官、参御炊殿御供料米小野十五束、分、奉備御幣進倉祝如例、次神杯一度之後退出、倉司者開倉米七斗五升下御供養明日御祓会料

とあり、御祓会へと展開するのである。

御祓会は、一般に「六月祓」「夏越節句」とも呼ばれ、旧暦六月晦日に執行される世間一般の年中での重要な祭事15であった。

宇佐社の「御祓会」も例外でなく、年中祭事の中の大祭に属し、すでに平安時代末期の嘉承年中には執行されており、暦法における一年二度のうち前半の境目を越すための大祓行事とされた。この行事は、多くの場合、人形や「形代」を神前に奉納、川流し・潮汲みの行事などを伴うのが一般であった。普通一般に神体が、「御輿」に乗じて水辺などに遷行するため、「御神幸祭」の名で呼ばれることもあるが、宇佐社の場合も、近来「けんか祭」の別称で人々に膾炙されている。

さて、宇佐社の御祓会は、中世の戦乱期に退転・復興をくり返しながら近世に至り、延宝八年（一六八〇）以降16続けて執行されているといわれる。その神事は、同社が三殿形態をとるため、神輿の御幸も大規模となり喧騒化すること知られたが、多人数を要する神輿の荷輿丁は旧神領を含めた近隣農民の献進によって賄われた。

近世期のこの荷輿丁は、御田植早乙女と同様、旧封戸郷に属する橋津組全村及び長洲組内の蜷木・松崎の二か村が第一御殿を、蜷木・松

崎を除く長洲組が第二御殿、第三御殿を辛嶋・高家郷に属する幕領四日市陣屋付の全村で、それぞれ荷輿丁三〇名宛を献進する慣例17であった。

さて、村々に対する荷輿丁の出勤要請は、早乙女献進の場合と同様、毎年神事執行の約十日前に、宇佐社側から書信をもって先ず組大庄屋になされた。島原領からは、毎年三〇人の荷輿丁を献進する慣例であり、一村平均2名、また追練で特定される左右の「鼻棒担」は、前年度の担当村を確認の上、当年の分担を極め、この旨を該当村方に通達することになっていた。

豊州御領橋津組は、一七か村、これに旧封戸郷内の長洲組の松崎・蜷木二村を加えて一九か村が、本来の参加村であったが、文化元年の神事に際し、橋津組下の岩崎・水崎の二村間で「出入」が発生、宇佐社からの「懸合」によって、右二か村の出仕が中止されたため、文化二年以降の献進は計一七か村になった。しかし、旧封戸郷域からの慣例は三〇人となっていたため、出仕を止められた二か村計四人の荷輿丁は、橋津・日足・和木・出光の四か村に一人ずつ割り掛けられ、三〇人の定員は確保されていた。

御祓会神事の準備は、以上の如く先ず御神幸神輿の荷輿丁出勤要請に始まったが、勿論、宇佐社側の諸準備も進められるとともに、同社を体制的に支配する島原藩高田役所への対応も、なおざりには出来なかつた。すなわち、高田役所からは、慣例によって、御田植神事の折と同様、監視のための「御徒横目」の派遣の手配の必要もあり、また宇佐社側からの神事用武器貸出しの準備も必要とされた。

御神幸の装備のうち、武器は、当時、島原領高田役所に備えるものを、神事の期間中、貸与するのが慣例であった。役所側の記録18によると、神事前の六月二十七日、宇佐側から「御武器」借用のための使者が役所に到来、具足十領、弓二十張、槍二十本を借り出す慣例であった。因みに、これらの「御武器」は神事終了後の七月一日、早速、役

所に返脚される慣例となっていた。

宇佐社のこの御祓会は、近来「けんか祭」の俗称をもって知られ、

その喧騒は、明治初期以降に生じたものであり、それ以前は極めて優雅・静しゆくな神事であったとの指摘があるが、それには疑問がある。

先述した如く、豊州御領旧封戸郷からの荷輿丁献進村は、旧例に従って一七か村すべてであったが、文化元年の神事の折、岩崎・水崎二か村の出入により、以降、この二か村の参加が中止された。事件の詳細については知り得ないが、この年は干支が「甲子」にあたり、当社には甲子奉幣が行なわれた。御祓会参加から除名された右の二か村が、復帰を認められたのは四十年後の弘化五年の事であった。この様な強い制裁を受けたのは、この事件が決して村民個人による単なる遺恨事件ではなく、より重要な問題を持っていたものと考えねばなるまい。

文化期以降の御祓会荷輿丁は、次第に喧騒の深度を深めて行く。その様子は、天保六年以降の日記記事などに散見している。すなわち文化六年（一八〇九）六月、宇佐社より荷輿丁献進の要請を受けた橋津大庄屋（後見高田八郎兵衛）は、組下の村々に対して、次の如く通達している。

荷輿丁に出候者、先々段々不埒筋有之、此方江呼出、御沙汰之趣申聞候筈ニ候得共、無其儀、時分柄ニ付、呼出し不申候間、右之趣罷出候者共江、能々相慎神妙ニ守護いたし候様、且又、不沙汰之儀有之候歎不束之儀有之候者、急度御咎メ被仰付候様、相成候間、心得違無之様御申付可有之候、且又、荷輿丁ニ罷出候者面附いたし、才料組頭共、前以御出し可有之候、

右は、近来、御祓会に際し、荷輿丁の喧騒が続発するため、事前に荷輿丁の自しゆくを促す様、宇佐社側の要請を村方に通達したものである。この喧騒の内容については、天保十一年（一八四〇）及び十四年の荷輿丁出勤要請の「尚書」に、

（上略）猶々、荷輿丁之儀、近来甚猥りニ罷成、争論等いたし、猶

又、大切之神輿致落投儀様も有之、恐多奉存候間、相慎御勤候様、嚴敷御申付可被下候、（天保十一年）

然は、近年荷輿丁之儀、大切之神輿、大地江居置、致争論等、甚猥ニ相成、神意奉恐入候間、何卒右様之儀無之様、御西側筋々江被仰渡被下度、（天保十四年）

などと見え、荷輿丁が神輿を大地に放置し、喧嘩をくり返していた様子を知り得る。

弘化五年（一八四八）六月の「尚書」は、喧騒の状況を更に詳しく伝えている。

追啓、得御意候、然は兼々御聞之通、荷輿丁之儀、近年甚猥りニ相成、大切之御神輿地上ニ投下し争論等いたし候ニ付、当宮諸役掛り之もの共差図申聞候得共、一切取用不申、神慮之程奉恐入候、右ニ付、再々御役場ニ御頼申上候処、御沙汰被下候趣ニ候得共、何分相用不申、却て年々争論弥増、御神輿誠ニ大破ニ相成、当時修覆覆も行届、仕合ニ御座候、猶又、只今之振ニては、怪俄人等致出来、如何様ニ大変差起候も難計、其上、当年は衆人寄進を以、御神輿御飾等新調ニ相成候間、是先軽々敷地上に下し不申様（下略）、

以上によるとこの時期における荷輿丁争論は、すでに宇佐社側ばかりでなく、島原役所側の沙汰をも無視する状態にあったことが知られる。唯、この神事における荷輿丁の不法は、単に論争のためばかりに神輿を投下するというのではなく、荷輿丁人足そのものが減少し、その一部が欠落すると、神輿を動かせなくなるという状況もあつたらしい。弘化五年になって、文化二年以降、参加を除外されていた岩崎・水崎村の再参加要請は、こうした荷輿丁人足の不足を補う目的があつたらしい。しかし、その後の嘉永四年の神事に際しても、神輿が地上に投げ落され、関係者の間では、荷輿丁の数を倍にすべきではないかと話も出る始末であった。そして、神事に際する喧騒はその後も続出

するのである。

こうした喧騒の継続するうち、慶応三年（一八六六）の神幸では、これまでと性格のやや異なる事態が起った。同年の神事では、神輿の発駕は無滞に終了したものの、七月一日の還幸は大荒れとなった。

すなわち、同日、御幸所を出立した神輿の列が、大鳥居前に到着すると、第三殿を荷輿していた幕領四日市附の荷輿丁が第一・第二殿の神輿の列に「突掛」け、礫石を投げかけたために、致し方なく二台の神輿荷輿丁は、神輿を地上に放置すると、幕領側は更に神輿の荷輿棒をはずして打擲、大乱闘となり各殿の荷輿丁や見物人に多数の怪俄人が出た。加えて、三殿の神輿ともに大破「神体」が露出する状態に至ったため、神輿に幕を張り廻らして隠蔽するを余儀なくされ、神輿の本殿への還御は遅延せざるを得なくなった。事態を憂慮した宇佐社両宮司は、四日市役所・島原役人と相談の上、三殿荷輿丁を説得、事態を引き起した幕領側からの断りを入れるということで落着。神輿は辛うじて還御を遂げることが出来た。しかし「当年之儀は、絶言語候振舞」と表現されるだけに、問題は大きく、第三殿神輿を荷輿する幕領側の横暴に対する島原領荷輿丁（村方）の反発は強烈であり、明年以降の荷輿丁出勤を拒否したいという意向さえ強く打ち出された。七月中旬に至っても、問題は解決されなかつたらしく、島原領側の橋津・長洲二組大庄屋は、互いに連けいを取り合いながら、四日市役所及び島原領高田代官所と、問題解決のための対応を進めた。これに対して両役所側も、「従往占之仕来、今更相止め候儀、神慮之程恐入候間」として、この事態を解決し、神事の継続策を模索したものらしく思われるが、決定的な方策は見出せなかつたらしい。この折、長洲・橋津二組大庄屋より、島原領役所への請願状には「畢竟、一・二・三ノ神体、前後を争う右様の心得違仕候儀ニ付、何卒以御威光先格之通、御幸列相立、争論ケ間敷儀無之様、嚴重御取締被下置様」と見え、この頃、三殿の神輿が先着を競う風潮となつたことを証している。しかし、慶

応三年のこの騒動は「此節之儀は、例年之我雉と違、不容易儀ニ御座候趣」と述べられ、騒動が単に例年以上に激化したというばかりでなく、幕領側と私領（島原）との論争に発展し、問題の性質が複雑化したらしい点に注目されよう。そしてそれは、明治初期の騒動へと展開するものと考えられる。

四

第一項で見た如く近世期の宇佐社は、千石の神領経済で維持されねばならなかつた。正徳三年の朱印状によると、そのうち一五〇石、寛文元年の杜恩帳によると、一一二石が神事に宛てられることになつてた。しかし、それ以降の詳細については、知り得る史料は少ない。寛延期と考えられる史料によると、同社の朱印高千石のうち、三〇〇石が「社納」分となり、大宮司の到津・宮成家がそれぞれ一〇〇石、残る五〇〇石が「社人杜僧配当」となっている。つまり三〇〇石の「社納等」の分が多分、恒常・経常費に当てられたものと見られる。続く記述には「神事三十七度、出勤之寺社諸料物下行米、合五拾壹石余」を見えている。

時代は下る慶応四年（一八六六）の「御物成御勘定帳」によると、同社領一〇〇〇石余のうち、「御物成」として同社分のため年貢として米金は三八九石四斗余であるに對して、御田植神事入用は四石一斗二升余、御祓会神事入用は一五石一斗五升余、この両神事のみで約二十石を必要とした。退転したとはいえ、年間二十余度に及ぶといわれた近世期の当社の御神事に要する経費は、右の二例から推測しただけでも、他の経常費とともに莫大な額にのぼるものと考えられ、その不足を補うためには、当然、他領主や一般からの「散物」の寄進に頼らねばならなかつた。

御祓会荷輿丁をめぐって問題が頻発しはじめた時代の文政八年六月、

宇佐社の吉成記内・溝口主計らから、橋津大庄屋に宛てられた書状の内容は、当期の当社²⁵の経済状況を如実に伝えているものといえよう。その書状を見よう。

(上略)当宮之儀、及御聞之通、必至之差支にて、諸方借財銀主中も無理成及相談候時節、神祭勤行甚心配仕候、右ニ付、去る巳年も御領内、宇佐郡中江御頼申、御寄進被下御助成ヲ以、社祭無滞致執行一応安心仕候、然ル處、今以立直も出来不致、当御祓会執行之手当、賤と差支、一統致心配候、依之先宇佐郡中御領内江御頼申候姿にて、御支配内御村方衆、散銭と存、老人前三銅宛之御寄進被下之儀は相叶申聞敷哉、可相成は右之段御世話御取成ヲ以、程能相調候様、偏ニ御頼申候(下略)。

右の内容によつて、神事執行の経費が、先年から寄附の淨財に大きく依存していたことを知り得るが、この要請を受けた豊州御領側では、五組大庄屋で評議、高田役所に意向を問うた所、「同領は外方とも違ふ」ことでもあり、領民一率一人三文と限らず「志」次第ならば差支なしと判断、この旨に沿つて六月二十六日迄に取集める旨を五組内村中に通達した。但し、この折は、寄進は今後の慣例とせず、当年限りとの条件が付され、その結果、橋津組内では一七か村で計一三貫三六一文が集められ宇佐社に納められた。一七か村のうち、両戒村の一戸当り平均八文を特例に、概して割当額通りの寄進が実現したが、西屋敷・山村・和木・日足及び大庄屋腰元の橋津村などは、平均三文に達せず、組全体とし村民の関心の薄かつたことが知られる。

一四年後の天保十年(一八三九)六月、大宮司の命を受けた宇佐村代官麻生百太夫(湖右衛門)は、橋津大庄屋に宛てて、次の如き要請状を送つた。

(上略)是迄も御面倒御頼申候御組内方、御祓会散物御寄進之処、御案内之通、当時必死御神事御差支に付、又々此節右之処拙者ら御頼申上候様、当方支配方も御沙汰向ニ御座候間、其御方二ても定て凶

年之末、彼は一統難渋之時節、右様寄進事執計も難被成可有御座候得共、当方必死難渋ニ付、右様御面倒御厄介筋御頼申上候訳ニ御座候得共、八幡宮御引取と被思召、一統江御理害被成下、御寄進被成候様、執成方頼上候(下略)、(印筆者)

右書信の内容は、文政八年の場合と同様。御祓会神事ノ入用の寄進方要請であつたが、書状中の「八幡宮御引取と被思召」との表現は興味を引く。八幡宮を引当てのつもりで金策に苦悩する宇佐側の立場がにじみ出ているものといえよう。こうしたなり振り構わない寄進要請に対する橋津大庄屋側の対応は冷淡そのものであり、その返事によると、「一昨年こそ同様の要請があつたばかりであり、その折は、今後はこうした依頼もあるまいと思ひ、難渋の年柄にもかかわらず、組内に命じて、当年を限つて寄進を募つたばかりであり、他組はいかにあれ、当組はどうてい今回の要請には応じ兼ねる」と強硬に断つてゐる。この返事によると、その二年前、すなわち天保八年にも寄進要請のあつたことが知られる。

近世期における同社の造営事業は、慶長・享保に続き、安政元年(一八五四)の上宮造営事業があげられる。このうち、安政造営事業は、元治甲子奉幣使を迎える荘厳のための準備事業であつた。

造営計画では、第一殿を島原藩松平氏、第二殿を中津藩奥平氏、そして第三殿を四日市陣屋附幕領で分担、更に要する莫大な経費は幕府の許可を得て、阿波・土佐など一五か国からの寄進によつて賄われる予定であつた。

このうち、第一殿の造営経費を負担する島原藩の対応については、「深溝世紀」は次の如く伝えている。

令家士日、甲子歲朝廷仍例、遣奉幣使干宇佐八幡祠、而嗣宇道橋大破壊、不可不修造也、雖募金於近邦諸国、未足以支経費、宇佐既為我属邑、且為烏丸家依託、則非忽然容己者因附白金三百枚、使吏為周旋、家士亦準擬、以其祿多募為制、納寄附金仍旧例山納百金五十枚又令村

市募之 閘村六百五十金、
治下市街百五十金

すなわち、島原藩では、甲子奉幣のための第一殿の造営に臨み、宇佐神領支配の立場及び京都烏丸家からの依頼によって藩主自ら三〇〇両を寄進するとともに家臣にもこれを推めて五〇両を集める一方、領内の農村から六五〇両、また町人から一五〇両の献金を計画したのであった。しかし、この献金計画も、当期の領内農村経済事情から、計画は予定通りには進捗しなかった。

同領橋津組では、二年後の安政四年に至っても、献金事業は進まず、高田役所から催促を受けている。すなわち同年六月の御祓会神事直前、同役所から橋津組大庄屋に宛られた催促状によると、「宇佐宮造営寄進一件之儀、毎々相談申置候処、干今被為如何とも申出をも無之如何の道理ニ候哉」「御神事、来ル晦日ニ付、其前掛札いたし置、右日限迄取極掛付致度」とあり、度々の催促にもかかわらず、寄進計画は進まず、本年の御祓神事前日までに、「掛札」つまり寄進額の芳名揭示も出来ないもので、早急に事を進めて欲しいと、寄進方を促している。これに対して、大庄屋側は、神事当日の同月晦日になって、「段々取極、申聞候得共、何分村訳相極り不申候」と募金困難の状況を述べ、「組中にて先づ金百両御請申出候間、今日ニも掛札ニ相成候様」と返答、差し当って、組中で百両だけは責任を持ちたいと申し出ている。

幕末期の奉幣使来宮、及びそのための社殿の莊嚴事業は、同社にとつては苦難の大業であったが、この事業に際しては、述べてきた如き寄進募金の外に、米銀の借用も少なからず行なわれた。例えば慶応三年の「御物成納拂御勘定帳」の米穀支拂の内に

米、拾石式斗五升

島原領高田役所江返納米

米、三拾六石壹斗壹升八合九勺

島原領日足村百姓慎太夫江返納米

などの費目が見える。但書によると、前者は元治元年（一八六四）の

奉幣使下向に際し、高田役所から米一〇二石五斗を借用、同年秋より慶応二年秋までに返納した六一石五斗の残高四一石の内拂分であった。また後者は、前年すなわち慶応二年度の御祓会・新嘗会・七月会の入用不足を補うため、島原領日足村百姓慎太夫より借用した米の元利返済分であった。

近世期の同社の御祓会荷興丁には、人足料が支給される慣例であつたらしい。ところが幕末期に至ると、この人足料の支拂さえ遅滞する事態を生じた。すなわち文久二年（一八六二）六月晦日の橋津左源太・長洲新三郎らから、宇佐村代官に宛た書状によると、

（上略）兼テ及御引合候去酉年御祓会御例祭荷興丁、当組村々も出勤之者共扶持方之儀、咄合之上、延引之儀申聞置候処、冬ニ至候まで御拂方不被成趣ニ付、甚以致迷惑候計（下略）。

と述べ、村方では「もはや今年の荷興丁出勤は断る」と主張する所を、辛うじて「利解」させて勤めさせている状態なので、「昨年分と本年分を今日中には一括して是非支払つて貰いたい」若し旧例に違ふことがあると「小前共、彼是申立、故障筋出来可申も難計し」と、早急な解決方を要請している。

五

近世期の宇佐社は、中世中期までの広大な社領を失ない、封土化された千石余の社領経済に依存しなげばならなかった。しかし、寺社に共通する保守的性格は、特にその社祭神事において旧慣を重んじたために、地域周辺社会と、新しい封土の枠を越えた関係を持ち続けるのが普通であった。

肥前島原藩飛地たる豊州御領の山藏・橋津・長洲・高田・田染の五組のうち、橋津組一七か村及び長洲組内の二か村は、宇佐社の旧領のうち、最重要ないわゆる「内封四郷」の一つ、封戸郷に属した。

近世期の宇佐社は、その内堀まで埋められる苦渋の立場にありながら、神事の一部において、埋め立てられた内堀への執念を固執し続けた。その結果、大名領としての無恙を希求する島原藩にとって、この封戸郷とのかかわりが宇佐宮との対応を複雑なものにした。その苦惱を最も具体的に体験したのが、旧封戸郷を所管する大庄屋であった。

早乙女を献進する御田植神事は別としても神霊が本殿から他所に遷移する際に乗御される神輿は、多くの場合、多数の若者によって荷輿された。その運行はすこぶる乱行気味であることが少なくなかった。神輿のこの様な行動を一般に「神輿振」と呼ぶ。人々は「神輿振」は、荷輿丁の所作ではなく、これを神慮の現われと信じて已まなかった。³¹⁾歴史的には、平安時代末期、日吉神社の神輿が、事ある度に京中に出て強訴を企てたことは周知の所である。

近世末期宇佐社における御祓会神幸に際して頻発した荷輿丁の喧騒事件は、その真因を確証し得る史料を未だ管見し得ないが、恐らく当時の農民動行と無関係なものではあるまい。

例えば、文化一揆において、島原領豊州御領のうち、最も先鋭的な動きのみられたのは、まさに封戸郷内の数か村であった。またこの時期、真宗門徒が、一寺建立のために仏座独立運動を展開したのも、この地域であった。

本稿は、こうした問題の核心に入るための史料収集作業の一端を披露するものである。

注

- (1) 『太宰管内志』 豊前之九・宇佐都二 所収 「宇佐宮造宮願書」
- (2) 『徳川実紀』 第六十九巻、同年同日案
- (3) 山本武夫 『体系日本史叢書・宗教』三〇一P
- (4) 注(1)に同じ。
- (5) 『大分県史』 近世篇Ⅲ所収 「宇佐宮神領」

- (6) 『大分県史料』 所収 「宇佐大鏡」
- (7) 注(1)に同じ
- (8) 入江英親 「宇佐八幡の祭と神事」 所収 「宇佐宮祭会式」
- (9) (8)に同じ。
- (10) 「豊州高田勘定所雜掌」 六月条 (長崎県島原市立図書館蔵)
- (11) 「執睨録」 (橋津文書所収)
- (12) 「執睨録」より作成。後藤「農民神事と村統制」『国学院雑誌』第七五卷八号
- (13) 注(12)に同じ。
- (14) 注(10)に同じ。
- (15) 安津素彦監修 『神道辞典』
- (16) (1)に同じ。
- (17) 「執睨録」
- (18) 「豊後高田役人席月行事及雜掌」 六月条 (島原市立図書館蔵)
- (19) 入江 「宇佐八幡の祭と民俗」
- (20) 「橋津組大庄屋日記」 (橋津文書) 文化二年六月条 (以下「日記」とする)
- (21) 「執睨録」
- (22) 「日記」 弘化五年六月条
- (23) (19)に同じ。
- (24) 「豊前宇佐郡宇佐村鑑帳」 所収 (宇佐神宮所蔵)
- (25) 「日記」 文政八年六月条
- (26) 「日記」 天保十年六月条
- (27) 「深溝世紀」 第二十卷 (島原市立図書館所蔵)
- (28) 「日記」 安政四年六月条
- (29) (19)に同じ
- (30) 「日記」 文久二年六月条
- (31) 柳田国男 『祭祀と世間』『定本柳田国男全集』第十卷所収
- (32) 後藤 「寺院本末制度と佛座守」『別府大学紀要』第十九号